

国立大学法人信州大学と国立研究開発法人国立がん研究センターとの
連携大学院教育に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「乙」という。）は、教育研究活動において相互に連携・協力することにより、甲の大学院総合医理工学研究科（以下「研究科」という。）における教育研究活動を一層充実させ当該研究科に所属する学生（以下「学生」という。）の資質の向上を図るとともに、相互の教育研究交流を一層推進することにより、学術・科学技術の発展に寄与するため、連携大学院教育の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（連携大学院教育）

第1条 連携大学院教育とは、甲における教育研究方法の一つとして、高度な研究水準を有する研究機関等と協定を締結し、当該研究機関等の研究環境を活用して行う大学院教育をいう。

（連携教員の職務等）

第2条 連携教員は乙に属する者で、その身分を保有したまま、甲における研究指導を主指導教員として行う者をいう。

2 連携教員は、甲又は乙の施設において、研究指導、入学者の選抜及び学位論文の審査（以下「教育研究指導等」という。）を行うものとする。

3 乙の施設において教育研究指導等を行う場合は、乙の定める諸規則の範囲内で行うものとする。

（連携補助教員の職務等）

第3条 連携補助教員は乙に属する者で、その身分を保有したまま、甲における研究指導の補助を行う者をいう。

2 連携補助教員は、甲又は乙の施設において、教育研究指導等の補助を行うものとする。

3 乙の施設において教育研究指導等の補助を行う場合は、乙の定める諸規則の範囲内で行うものとする。

（委嘱）

第4条 甲は、乙と協議の上、連携教員及び連携補助教員（以下「連携教員等」という。）を甲の定めるところにより、特任教員として委嘱する。

2 特任教員への委嘱手続きについては、甲及び乙の所定の人事手続きに即して行うものとする。なお、特任教員の委嘱期間は、原則として、1事業年度の範囲内で定めるものとし、信州大学特任教員の委嘱に関する規程（平成17年1月20日信州大学規程第121号）が改正された場合にはそれに従うものとする。

3 特任教員への委嘱にあたっては、乙の本務に支障を生じさせないこととする。

（給与、社会保険等）

第5条 甲は、連携教員等には給与を支給しない。

2 連携教員等の社会保険（雇用保険・健康保険および厚生年金保険）は、乙において資格を継続する。

3 連携教員等の労災保険は、乙において乙の負担によって加入する。

4 連携教員等の給与は乙によって支給する。

（副指導教員の職務等）

第6条 副指導教員は甲の教員のうち、連携教員の業務を補佐し、あわせて学生の修学に関するを行うため、連携教員が属する研究科の長が指名した者をいう。

2 甲は、当該研究科において研究指導の認定を受けた教員の中から、少なくとも1名以上の副指導教員を置くものとする。

3 副指導教員は、連携教員と協力して、学生の教育研究指導等に関し、補完的役割を果たすものとする。

また、学生に対する修学上のガイダンス及び学生生活の支援を行うものとする。



(学生の身分)

第7条 乙において教育研究指導等を受ける学生の資格及び身分は、乙の定めるところによるものとする。

(学生の修学等)

第8条 学生の修学方法等については、信州大学大学院学則（平成16年信州大学学則第2号）及び信州大学大学院総合医理工学研究科規程（平成30年信州大学規程第289号）のほか、甲の規則の定めるところによる。

(秘密保持)

第9条 本協定における秘密情報とは、甲及び乙が、本連携大学院教育の実施にあたり相手方より秘密である旨を明示して提供又は開示される一切の情報をいう。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、連携教員等、学生及び甲又は乙において業務上知るべき立場にある者以外に開示・漏洩してはならない。
- 3 甲及び乙は、相手方の秘密情報を本連携大学院教育以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(研究成果及び知的財産)

第10条 学生が乙において教育研究指導等を受ける過程で作成した研究成果物については、原則として乙に帰属するものとする。ただし、甲又は乙から帰属先の変更の申し出があった場合は、双方の協議により定める。

- 2 学生は、秘密情報、研究成果の公表及び前項の研究成果物の取扱いについては、連携教員の指示に従うものとする。
- 3 学生が乙において行う研究により生じた知的財産の取扱いについては、乙の定めるところによるものとする。ただし、甲又は乙から申し出があった場合は、双方の協議により定める。

(損害賠償)

第11条 学生が乙において教育研究指導等を受ける際に、学生の故意又は重大な過失によらない事故により設備等を損傷した場合、甲及び学生は、その責を負わないものとする。

- 2 学生が乙において教育研究指導等を受ける際に、乙の職員の故意又は重大な過失によらない事故により心身に障害を受けた場合、乙及び乙の職員は、その責を負わないものとする。

(保険等)

第12条 甲は、学生が乙において研究を行う場合の災害事故への対応として、学生に学生教育研究災害損害保険その他甲が指定する保険等の加入を義務づけるものとする。

(経費負担)

第13条 連携教員等が教育研究指導等のために要する経費については、協議により定める。

- 2 学生が乙において教育研究指導等を受ける場合の施設設備の使用料は、乙の負担とする。

(安全確保の責務)

第14条 連携教員が乙の施設において学生の研究指導等を行う場合には、甲は大学院学生に対し、乙における安全確保のための関連法令、乙の関連諸規程、安全確保を目的とした指示などを遵守するよう指導するものとする。

(事故の処理)

第15条 乙において学生が関与する災害事故が生じた場合には、甲と乙は連携して災害発生の状況等について調査するとともに、甲と乙との協議に基づき処理するものとする。

(協定の有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

(協定書の改正等)

第17条 甲又は乙は、本協定に定める事項に疑義が生じた場合、前条に定める有効期間の途中で協定を終了しようとする場合又は本協定に定めるもののほか教育研究指導等の実施に必要な事項を定めようとする場合は、双方速やかに相手方に申し出た上で、双方の協議により処理するものとする。

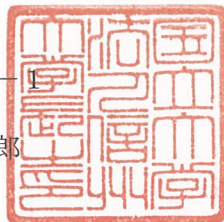
2 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙とが協議により定める。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ署名捺印の上、双方各1通を保有するものとする。

令和6年1月5日

(甲)

長野県松本市旭3-1-1
国立大学法人信州大学
学 長 中村 宗一郎



(乙)

東京都中央区築地5-1-1
国立研究開発法人国立がん研究センター
理 事 長 中 釜 孝 一

